

議会フロアWi-Fi環境サービス提供業務委託 仕様書

－ 目 次 －

1	目的.....	2
2	本業務の基本的な考え方.....	2
3	サービス提供内容.....	2
	（1）Wi-Fi 環境.....	2
	（2）設置を想定する機器等.....	4
	（3）設計・構築・テスト・運用保守.....	7
4	提出資料.....	9
	（1）プロジェクト開始時.....	9
	（2）設計時.....	9
	（3）構築後.....	9
	（4）テスト時.....	9
	（5）運用時.....	9
5	想定スケジュール及び役割分担.....	10
6	契約方法等.....	11
	（1）委託期間.....	11
	（2）支払方法.....	11
	（3）契約満了時における配線と機器の取扱い.....	11
	（4）機密保持、資料の取扱い.....	11

1 目的

本市議会では、議会機能強化や経費削減等のため、令和元年10月より文書共有システム（SideBooks）を試行導入し、冊子類のペーパーレス化やペーパーレス会議を試行し、その結果、本システムを継続導入し、ペーパーレス会議の実現に取り組んでいくことが決定された。

そこで、新庁舎移転後の会議でのストレスのない SideBooks 活用の実現と、また、傍聴に来る市民の利便性向上に資するため、Wi-Fi 環境（議員用 Wi-Fi・市民用フリーWi-Fi）を整備することが決定された。

そのため、新庁舎移転の議会フロア（5F、6F）に高速性と安定性を備えた Wi-Fi 環境のサービス提供業務を委託するものである。

2 本業務の基本的な考え方

議員及び市民が、指定したエリアにおいて、ノートパソコン・タブレット端末・スマートフォン等（以下、「利用端末」という。）を Wi-Fi（無線 LAN）に接続して、高速かつ安定的にインターネットを利用できるように Wi-Fi 環境を構築し、サービスとして提供すること。

3 サービス提供内容

（1）Wi-Fi環境

以下の項目に従い、高速かつ安定的なインターネット環境を提供すること。

ア サービス提供エリア

別紙1「サービス提供エリア図」参照

イ サービス提供時間

24時間365日（計画による停止や定期保守を除く）のサービス提供を可能とすること。

ウ SSID

議員用 SSID 及び市民用 SSID の2種類以上を提供すること。

なお、市の指定する SSID 名については、別途協議の上、決定する。

エ 利用者別の Wi-Fi 利用方法

（ア）議員

利用端末への Wi-Fi パスワード入力後、すぐに Wi-Fi の利用を可能とする。

(イ) 市民

利用開始前に利用規約への同意を求めることとする。そのため、次のいずれかの方法で市の指定する利用規約を表示できること。

- ・利用端末への Wi-Fi パスワード入力後、市の指定する利用規約を表示する。
- ・利用端末への Wi-Fi パスワード入力後の遷移画面において、市の利用規約が掲載された URL を記載する（当該 URL をクリックまたはタップすると市の指定する利用規約が表示される。）。

オ セキュリティ

ウィルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等について、次のセキュリティ対策を講じること。

また、委託期間中に、採用しているセキュリティ対策に対する脆弱性の発見等により、適切なセキュリティ強度が維持できない場合は、これを改善すること。

(ア) 暗号化

利用端末と接続する無線アクセスポイント（以下、「AP」という。）間は、WPA2 以上のセキュリティ強度の暗号化方式にて暗号化できること。

(イ) 利用端末同士の通信禁止

利用端末同士の通信を禁止できること。

(ウ) 議員用と市民用ネットワークの分離

議員が利用するネットワークと市民が使うネットワークは、VLAN 等により分離し、別ネットワークとすること。

(エ) アクセスログ

市民のログイン時間等のログが取得できること。なお、取得したログの保存期間は1か月とする。

また、事件・事故が発生した時は、警察等の捜査機関の捜査に協力するとともに、事件・事故等により警察等の捜査機関からアクセスログ等の提出を正式な手続きによって求められた際は、本市と連携して迅速に対応すること。

(オ) セキュリティパッチの適用

サービスを提供するサーバ等のソフトウェアに関して、セキュリティパッチが公開された場合に、必要性のあるものについては速やかに適用すること。

(2) 設置を想定する機器等

市に設置を想定する機器等は次のとおりとし、それぞれの機器については、「(1) Wi-Fi 環境」に応じた必要な設定を行うこと。

また、機器の設置に参考となる資料を次に示す。

【参考資料】

- 別紙 1 サービス提供エリア図
- 別紙 2 建物断面図
- 別紙 3 ネットワーク構成図
- 別紙 4 天井総合図
- 別紙 5 ケーブルラック施工図

ア AP (アクセスポイント)

(ア) 仕様

- ・周波数は、2.4GHz 帯及び 5 GHz 帯の両方に対応すること。
- ・規格は、IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応すること
- ・PoE による給電に対応できること。
- ・VLAN 機能を有すること。
- ・マルチ SSID 機能を有すること。
- ・SSID のステルス化機能を有すること。

(イ) 設置する部屋及び台数

AP を設置する部屋及び想定台数は、次のとおりとするが、契約後の電波調査により確定させるものとする。

階	会議室	想定設置 台数	最大同時使用 (接続) 端末数	
			議員	市民
5 F	議場	3 台	100 台	—
	説明員控室	2 台	100 台	—
	理事会室	1 台	30 台	—
6 F	第 1 委員会室	1 台	20 台	—
	第 2 委員会室	1 台	20 台	—
	第 3 委員会室	1 台	20 台	—
	第 4 委員会室	1 台	20 台	—
	第 5 委員会室	1 台	20 台	—
	議長室	1 台	5 台	—
	議長応接室			—
	副議長室	1 台	5 台	—
	傍聴ロビー 1	1 台	—	50 台
	傍聴ロビー 2	1 台	—	50 台
合計		15 台		

※第 1～第 5 委員会室では、5 委員会が同時に開催される。

(ウ) 設置場所

安全性の確保や電波調査等の実施により、天井または壁への固定を基本とした最適な設置場所とすること。なお、議会フロアには市職員の業務用無線 LAN が整備されているため、電波干渉への対応等を考慮すること。

イ LAN ケーブル

(ア) 仕様

カテゴリ 6 以上の規格とし、LAN ケーブルの色は、「薄青（薄緑等、類似の色を含む）」とすること。

また、LAN ケーブルには、線名札（識別タグ）等を使用し、次の内容を表示すること。

なお、表示は配線の始点及び終点、配線が分岐する場所や配線本数が

多く他システム配線と識別が困難な場所に実施すること。

【表示内容】

- ・システム名（議会フロア Wi-Fi）
- ・接続元及び接続先の機器管理名（機器名等）
- ・本市担当課（議会事務局調査課）
- ・ケーブル種別
- ・径間 等

(イ) 配線方法及びルート

配線は、天井転がし配線及び既設ケーブルラック配線、既設配管内配線とする。また、本会議場は壁内配管ルートを用いて配線を行うこと。なお、配線の長さは軽微な配置変更に対応できるよう余裕を持つこと。

(ウ) 留意事項

配線時に防火・防煙区画（※）の貫通が必要な場合は、既設箇所については施工済み内容を参考に、新規に貫通処理が必要な箇所については防火区画処理材（国土交通大臣認定の耐火粘土等）を使用する等により適切な貫通処理を行うこと。

※防火・防煙区画は、別紙4「天井総合図」参照

ウ 光回線（ONU・ルータ含む）

Wi-Fi 環境サービス提供に必要なインターネット接続用回線（光回線、データ受信最大 1Gbps ベストエフォート）及びプロバイダを提供し、必要な設定や配線作業を行うこと。

なお、6F EPS 内に PD 盤があるので、ONU 及びルータは EPS 内に設置し、PD 盤に接続すること。

エ その他

(ア) 上記以外に必要な機器・設置用部材

AP 設置や LAN ケーブルの敷設等の際し、上記以外に必要なスイッチ機器等がある場合は、本業務の範囲として受託者が整備すること。また、機器等の設置に必要な木板や金具等の設置用部材は受託者が用意すること。なお、設置スペースが限られるため、事前にスペースを確認すること。

(イ) EPS内における各機器の配置

① 6F EPS内 (PD 盤あり)

ONUはこのEPS内に設置し、PD 盤に接続する。そこからLAN配線により、5、6Fの各部屋にAPを設置する。

各種ネットワーク機器(ルータ、L2スイッチ等)も配置でき、ここでの電源は市が用意する。

② 5F EPS内

各種ネットワーク機器(PoEスイッチ等)を配置でき、ここでの電源は市が用意する。

(3) 設計・構築・テスト・運用保守

ア 設計

「3 サービス提供内容(1)(2)」をサービスとして提供できるよう、調査に基づき各種設計を行い、設計書を作成し、市の承認を受けること。

イ 構築

「ア 設計」に基づき、各種構築(平日9:00~17:00)を行うこと。

なお、設計時から変更する場合は、変更した設計書を作成し、市の承認を受けること。

ウ テスト

「イ 構築」に関する各種テストを行い、テスト結果書を作成し、市の承認を受けること。

エ 運用保守

構築したWi-Fi環境の安定稼働のため、次の運用保守を行うこと。

(ア) 設定変更

市の求めに応じ、各機器に対して必要な設定変更を行うこと。

(イ) 障害対応

障害発生時において、市からの連絡を受け付ける窓口を設け、連絡先を提示すること。

【対応方法】

障害箇所を特定（切り分け）し、復旧すること。

なお、基本的には電話対応とするが、機器や配線の交換が必要な場合等、市職員による作業が困難な場合は、現地にて受託者が責任をもって修理や機器交換等の対応を行うこと。

【対応時間】

平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(ウ) 利用状況の報告

次のいずれかの方法で、市が利用状況（日別、時間帯別の利用者数等）を確認できること。

- ①受託者が利用者数等の集計を行い、市に報告する。
- ②市がシステムから利用状況を抽出できること。
- ③Web 上で、利用状況のレポートを都度閲覧できること。

(エ) その他

Wi-Fi 環境の安定稼働のために必要な運用保守を行うこと。

4 提出資料

次の資料を、(1) から (5) の時期に電子媒体（データ）で提出すること。

なお、データ形式は、Microsoft Word、Excel、又は Power Point の最新版とする。

(1) プロジェクト開始時

- ・導入スケジュール

(2) 設計時

- ・設計書

機器仕様、部材仕様、各種設定情報

ネットワーク構成図（AP、ケーブル、利用可能範囲等を示した図面）

AP 設置に関する電波調査結果 等

(3) 構築後

- ・設計書から変更があった場合は、変更した設計書

- ・AP 及びケーブル等の設置前後の写真

※防火・防煙区画の貫通処理を行う場合は、当該箇所の施工前後の写真も含む。

(4) テスト時

- ・テスト計画書、テスト結果書

(5) 運用時

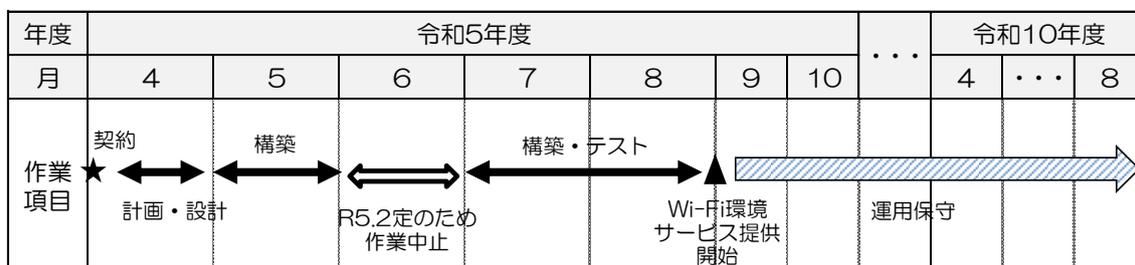
- ・操作マニュアル（市側の運用作業として必要な場合）

- ・利用状況報告書

（受託者が利用者数等の集計を行い、市に報告するとした場合）

5 想定スケジュール及び役割分担

【スケジュール】



【役割分担】

工程	作業項目	役割分担		スケジュール
		本市	受注者	
計画	スケジュールの作成		○	令和5年4月
	スケジュールのレビュー・承認	○		
設計	設計書の作成		○	令和5年4・5月
	設計書のレビュー・承認	○		
構築	AP 設置、LAN 敷設等		○	令和5年 5・7・8月
テスト	テスト計画書の作成		○	令和5年8月
	テスト計画書のレビュー・承認	○		
	テストの実施	○	○	
	テスト結果書の作成		○	
テスト結果書のレビュー・承認	○			
運用保守	運用保守	○	○	令和5年9月～ 令和10年8月

6 契約方法等

(1) 委託期間

契約締結日～令和10年8月末

(Wi-Fi環境サービス提供開始日：令和5年9月1日)

(2) 支払方法

契約日から運用開始までの間は、サービス提供に係わる準備期間とし、その間の費用支払は行わないものとする（準備期間中における費用の一部支払はないものとする）。本契約期間における当該サービスの提供に要するすべての経費（消費税を除く）の60分の1の額（分割により端数を生じる場合は、初月に含める。）に消費税を加えた額を、各月の翌月に支払うものとする。

なお、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの60か月分の支払い額の合計を委託料総額とする。

(3) 契約満了時における配線と機器の取扱い

受託者がWi-Fi環境構築のために設置した機器及びこれに付帯して行った工事（LANケーブル敷設等）に関しては、契約満了時に、受託者の責任において、これらを撤去し、壁等の簡易的な補修を行ったうえで、原状回復を行うものとする。

(4) 機密保持、資料の取扱い

次のア～オを遵守すること。なお、適切な措置が講じられていることを確認するため、本市が必要に応じて実地調査を行う場合がある。

ア 業務上知り得た情報について委託した業務以外の目的で利用しないこと。

イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。また、持ち出しを禁止する。

ウ 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

エ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

オ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。